

『青森開港の恩人』森山弥七郎の人物像を考え直す

工藤大輔

はじめに

弘前藩士・森山弥七郎という人物をご存知だろうか。彼は青森市の歴史上の人物としてはスターとでもいうべき存在で、昭和三〇年代には「青森開港の恩人であるから、市は顕彰の道を講じらねえ」との主張^①がみられた（森山を顕彰しようという主張は、青森市と油川町が合併した昭和十四年（一九三九）にもあった^②）。具体的には「一漁村である善知鳥村を弘前の外港として外ヶ浜の米の積出港で有名だった油川港を鎖港して、信牧公と力を合せ開港したのは森山蔵之助弥七郎^③」だからで、要は藩主信枚とともに青森の町立て（町づくり）を担ったとされる人物なのである。

そして、青森の夏を彩る「ねぶた祭」においても、港祭りから名称を「青森ねぶた祭」と変えた昭和三十三年（一九五八）、祭りの最初のプログラムとして「開港の恩人森山弥七郎翁墓前祭」が彼の供養碑がある油川の浄満寺で執り行われていた^④。現在、この墓前祭（供養祭・慰霊祭）は、ねぶた祭のプログラムには組み込まれていないものの、やはりねぶた祭の時期に合わせて「青森開港之祖森山翁並油川城主奥瀬家慰霊祭」

という形で続いている。ちなみに、森山は大型ねぶたの素材としても戦後四回採用され、とくに青森市制一〇〇周年の平成一〇年（一九九八）には三台製作されている^⑤。ここ二〇年ほどは津軽為信（六台）や信枚・信政（各一台）と弘前藩主の人気が高くなっているようだが、このまちな「節目」となる年にはまた「森山弥七郎ねぶた」が製作されることだろう。

しかし、森山弥七郎という人物については分からないことが多い。例えば、「伝記については、明らかにせられていないし、又その終りの地も判明していない^⑦」という。もっとも伝記的な叙述は、今通磨が明和二年（一七五六）に記した「奥富士物語」^⑧に若干ではあるが存在し、それをベースにして葛西音弥が記した「森山内蔵之助小伝」なる小文が明治四二年（一九〇九）刊行の『青森市沿革史』^⑨に収められている。森山を形容する際の定型句「開港奉行」の文言は「森山内蔵之助小伝」によって作られたとみられる。なお、旧版『青森県史』^⑩は「森山内蔵之助小伝」を再録しているが、一部編者により文言の改変がなされている。西田源蔵が昭和三年に著した『油川町誌』^⑪は旧版『青森県史』の記述を典拠とし、森山の伝記は「正確らしく出来て居る」というものの、「疑わしい

所がある」と指摘する。

こうした一応の伝記的な叙述はあるものの、通史的な読み物のなかではさらに奔放な歴史叙述が展開する。たとえば、青森の町立ての前段階として藩内で激しい議論が交わされたという、いわゆる「油川湊の鎖港」の問題について、森山は推進派であったとする叙述と、反対派であったとする叙述¹³⁾がある。とくに後者の叙述では自分の主張が容れられなかったということ、森山は切腹して死亡したとする。ここで亡くなってしまうと彼は「青森開港の恩人」にはなり得ない。それでも、まがりなりにも史料の根拠があるのは反対の方の叙述であり、「森山内蔵之助小伝」にも取り上げられてはいる。ただし、筆者の葛西はこれを「蓋し事実の訛伝に出でたるなるべし、¹⁴⁾と評するが。

さらに、森山弥七郎最大の謎は、名乗りと生没年である。一般に「森山弥七郎」として知られているが、人名辞典などでは「弥七郎」を「幼名」とする。油川の浄満寺にある彼の供養碑には「元祖 森山弥七郎」と刻まれているが、これが幼名なのか。さらに、彼の生年は天正元年（一五七三）、没年は寛文六年（一六六六）とされ、亡くなった時は数えて九四歳、長寿であった。もちろん、長寿であること自体を問題にするつもりはない。しかし、八〇歳代後半で奉行職に就いているという通説的叙述には疑問を呈してもいいだろう。¹⁵⁾その意味での「長寿」説は十分検討の余地はある。

とはいえ、森山弥七郎について語る史料は少ない。どうして彼を「恩人」などと言い切ってしまうのだろうかと思えるほどに少ない。だから一と、いって歴史叙述として許容できるものではないが、根拠を持たな

い実証性を軽視した叙述が積み上げられて「森山弥七郎」というひとつの虚像が構築されてきた。

小稿は、少ない既存の史料を改めて読み直す一方で、近年の自治体史編さんで発見・紹介された史料にも目配せしながら、「森山弥七郎」を論じるとともに、「恩人」化された背景をもたどってみることにしたい。なお、青森の町立ての同義語として「青森開港」「開港」という表記がみられる。ただ、編纂物史料も含めた町立ての史料において「開港」という文言はみえない。したがって、小稿では引用文を除き町立ての同義語としての「青森開港」「開港」という表記は用いない。

一 「青森への着船」に森山は関与したか？

青森の町立ては、享保十六年（一七三二）に成った弘前藩の正史「津軽一統志」巻第八に収められている寛永二年（一六二五）五月十五日条の幕府年寄衆連署奉書を契機とする。¹⁶⁾すなわち、これにより弘前藩第二代藩主津軽信枚は幕府から津軽・江戸間の廻船運航を許可され、藩庁は新たな港町を整備することになったのである。町づくりの事業は大きく三期に区分され、その骨格が形作られた第一期は寛永期（一六二四～四四）で、最終期の第三期は寛文後期（一六六九～七二）である。¹⁷⁾ここでは、森山弥七郎の関与が確認できる第一期に関して論じていくことにする。

さて、寛永三年四月六日付で町立ての基本方針が、乾四郎兵衛・白取瀨兵衛・服部長門守の連名で示された。これは、同時代の文書としては

現存を確認されおらず、工藤行一が編纂し文政二年（一八一九）の自序を持つ「封内事実秘苑」に収められたものなどが資料集等で一般に知られる。ここでは、文化八年（一八一）の「青森記」¹⁸のなかに「青森古実書抜左之通」として収録されている文書のひとつとして掲げられた、つぎの文書を紹介する。¹⁹

青森派立之定

一、有他^自むゑんの者望次第在付可申候、但十年之間作取並諸役等申付間舗事、

一、外浜中商人船売買於当村可致之事、

一、町人之義ハ高岡之町なみたるへく候二付、月二六才市可相立事

高岡とハ、弘前を云、

右之条々無相違可被仰付者也、

乾四郎兵衛

寛永三丙寅年四月六日

白取瀬兵衛

服部長門守

さきの幕府年寄衆連署奉書も含め、青森の町立ての端緒となるこれらの文書はいずれも編纂物史料に収められたもので、本来ならば事実関係の「裏取り」をすべきところであるが、現実問題として寛永初期の文書の裏を取るのには困難であることから、ここは通説的な理解にしたがいながら進めていくことにする。

一方、弘前藩政史の基本史料で、寛文元年（一六六一）六月から記載が始まる「弘前藩庁日記 御国日記」²⁰（以下、「国日記」と略記する）には、元禄十年四月二五日程に「青森派之事」として町立てに関わる二通

の文書の写しが登載されている。

青森派之事

横折巻通

一、自他無縁之者望次第在付可申候、但十年之間作取並諸役等申付間敷者也、

寛永三年

四月六日

信牧公様

御黒印

森山弥七郎とのへ

横折巻通

外浜船着之儀如前之青森壺所ニ申付候、得其意彼所弥派申候様ニ可仕者也、

寛永十一年

三月廿二日

信牧公様

御黒印

乾四郎兵衛殿江

服部長門守殿江

藩庁がこれら二通の文書をなぜ元禄十年に必要としたかという、さきの寛永三年四月六日付の定書の二か条目「一、外浜中商人船売買於当村可致之事、」と定められた状況が油川湊を圧迫し、同湊には「油川地舟」以外の船がまったく入津しなくなっていた。そこに元禄八年の凶作が重なり油川はさらに疲弊した。そこで、この年に油川の庄屋が油川湊への南部・松前の小船の着船を認めて欲しいと願い出たのである。²¹そこで、藩庁は青森町奉行に尋ねて、青森町年寄が所持する祖父伝来の関係文書を書写したのであった。

これら二通の文書により、寛永三年四月六日付の定書は、少なくとも二か条目までは蓋然性が高いものと認められる。そして、「国日記」では同日付で定書の一か条目を森山弥七郎に命じている。一方、二か条目の内容については、寛永十一年に乾四郎兵衛と服部長門守に下命した。これについても、乾・服部に下命される以前、すなわち寛永三年四月六日付で誰かに下命されていたとみるべきだろう。

また、寛永十一年の時点で「外浜に着船する商船は青森一か所にすべき」（以下、これを「青森への着船」と表現する）という指示は「如前之」というもので、寛永三年以来いまだ達成できていない課題であったことが分かる。とくに、青森の町立ての契機が「津軽・江戸間の廻船運航」の拠点となるべき港町の建設にあるのだから、このことは港町青森を規定する重要な課題であったといえる。しかし、これはひとり「当村（青森村）」だけで貫徹できる問題ではない。例えば、油川・蟹田などといった外浜沿岸地域の各湊に対する船の寄港を制限しなければならぬのである。

この点について、『新青森市史』通史編第二卷近世第二章第三節「油川村の生産環境―三方の津」の構造」（執筆分担浪川健治氏）は、寛文二年八月の「油川町」での「見せたな」設定について興味深い知見を与えてくれる。すなわち、同書は「見せたな」の設定には油川町頭のほかに「藩および青森町頭」が関与していたことを重視し、同地における市場経済への展開は「青森町の意向が反映された従属的な関係のなかで実現されるという、上からの強い規制をとまっていた」と結論づけている。

寛文二年という時期は、港町青森の骨格ができあがった時期であり、このタイミングで青森町主導による油川村の経済的再編成を藩庁は企図しているのである。つまり、青森町の町立ては外浜開発を見据えたなかで実施され、その中核に位置付けられるべきものであったのである。したがって、青森への着船はこの筋で捉えるべき課題といえるのである。なお、ここで藩庁の役人として奈良岡市左衛門の名前があげられ、「明暦四年段階では青森沖横目の役職にあった」とするが、寛文二年当時の奈良岡は森山弥七郎（内蔵之助）とともに青森詰であったとみられる。ところで、「国日記」元禄十年四月二五日条には、右の二通の文書に

続けて

一、青森町年寄佐藤伊兵衛・村井新助口上書ニ而同所町奉行迄申立候者、先年青森取立之儀者森山弥七郎ニ被仰付候、其節拙者共祖父則町頭ニ而取立申候処、派兼申候ニ付申立候者、旅往来之船出入青森壱ヶ所被仰付候ハ、成就仕末々繁昌可仕旨申上候処ニ、右弥七郎被申上候得者、自他共ニ船出入之儀青森壱ヶ所ニ被仰出、其上随分情出取立可申之由ニ而、高源院様御墨付弥七郎迄被下置、拙者共祖父所持仕候、其後青森之外船着仕候ニ付、左様ニ御座候得而者当所衰微可仕と存、古来之訳申上候処ニ、従桂光院様如前之船着青森壱ヶ所可申付之由、御墨付服部長門守殿・乾四郎兵衛殿江被成下、則拙者共祖父共方江頂戴仕、今以私共持伝罷有候、右式通之御墨付被下置候訳如此ニ御座候由、青森町奉行より申来之、

という一節がある。

これは、右の二通の文書のうち寛永十一年三月二十一日付の黒印状が発給されるに至った経緯を記したものである。簡単に整理しておく、まず、青森への着船について、将来の青森「繁昌」のために当時の町頭（後の青森町年寄）が提案し、これを森山弥七郎が藩庁に報告しその結果「高原院（信枚）様御墨付」が森山弥七郎に下された。しかし、青森への着船は実際にはうまく機能せず船は青森以外の港に着船し、そのため青森は「衰微」に陥ろうとしていた。そこでこれまでの経緯を説明し、「桂光院（信吉）」から「如前之船着青森壱ヶ所可申付之由」という「御墨付」が服部長門・乾四郎兵衛に宛てて下されたというのである。

これら二通の「御墨付」のうち、森山に下されたという「高原院（信枚）様御墨付」は、元禄十年にはすでに失われていた。そこで、町年寄のふたりはそれと同内容の文書と思われる信吉（義）²²の「御墨付」を提出し、さらにそれまでの経緯を申し立てたものとみられる。信枚の「御墨付」は、寛永三年四月六日付の定書の第二条に対応するとみられ、これも誰かが命じられたとみるべきと述べたが、森山に命じられたのであった。第一条と同時に森山に下命されたとみることは不自然な理解ではないだろう。

一方、信吉（義）の「御墨付」には青森への着船は「如前之青森壱所」と記されている。「如前之」とは、森山に下した「御墨付」とみられる。ところが、この青森への着船に関しては、「封内事実秘苑」寛永六年十一月十三日条に

定

一、木綿并小間物売青森ニ於て売買仕へく候、

一、船大小ニ不依青森着商事可仕候、
一、何用之商人たりといふ共、田畑不作者以来迄町人可為並事、
右之条々堅可得其意者也、

十一月十三日

乾四郎兵衛

服部長門守

という定書が収められている。この文書については、対象とする範囲は外浜一円で、青森を中心とする商業・流通機構形成を目的として発給されたと考えられている²³。したがって、二か条目は青森への着船に関する規定と見做すことができる。繰返しになるが、ここに寛永中後期の町立てにおける最大の課題というべきものが見えてきた。そして、寛永八年に藩主に襲封した信義は改めて同十一年に乾と服部に「御墨付」を下したのであった。

なお、寛永三年四月に森山が信枚から下命された「自他無縁之者望次第在付可申候」、すなわち移住者の徴募についてはこの定書に記載がない。三年半余りのうちに一定の成果があったことがうかがわれようか。

ここで少々横道に外れるが、森山家には家伝文書があったようだ（現存は確認できていない）。「はじめに」で紹介した「奥富士物語」には「森山家の書に云、寛永二丑年青森御派之儀御相談被仰付段々派取扱、同三年寅年成就、」という興味深い記述がある。さらに、森山家には青森の町立てに関わる「諸帳面等数冊彼家に伝ふ」と記す「封内事実秘苑」も「外浜中奉行にて青森派立、去子年より三年にて成就す、」と伝える。町立てのスタートが寛永元年、同二年と食い違いがあるものの、それが「成就」するのは寛永三年だとする。つまり、弥七郎が町立てに関わっ

たと森山家の家伝文書が主張するのは、せいぜい二、三年のことであったのである。

寛永三年に森山が任された移住者の徴募は、寛永六年までに一定の成果があったとみられる。しかし、これだけで町立てが「成就」したと見做すことはできまい。青森への着船という課題を克服していない段階で「成就」とは言い難いだろう。それでも森山が短期間でこの事業から手を退いた（退かされた）とするならば、やはり背景には青森の「衰微」をもたらす青森への着船の失敗と何等かの関係があったのではないか。少なくとも、これ以後森山が青森の町立てに関与したとする記録は見出せない。

現存する史料を読むかぎり、青森の町立てに森山の「影」を追えるのは寛永三年の前後数年である。そのなかで、森山が青森の町立ての功労者的な存在として後世に語られるようになるには、ひとつはスタート時点で青森への着船という重要課題に関与していたからではなかったか。

二 町立ては信枚と森山のふたりで

ところで、森山弥七郎と青森町との関係史料は、これまでみてきた第二代藩主信枚期と「国日記」の記述が始まる第四代藩主信政期に限られ、第三代藩主信義期の史料はないようである。ただ、これに関して少々気がかりなのは、青森町に関わる信義期の事柄にもかかわらず、それが信枚期のものであると記される事例が散見することである。もちろん、史料は編纂物史料ではあるが。

たとえば、寺町の蓮心寺の開基について記した「永養山蓮心寺寺誌」⁽²⁴⁾という明治三十一年（一八九八）以降に成ったとみられる記録によれば、蓮心寺は元和元年（一六一五）四月に越前国米ヶ浦蓮光寺の嫡男敬念が門徒二一戸とともに外浜根岸（現東津軽郡外ヶ浜町）に到達し、その後、弘前藩の家老職にあったという本間太兵衛の尽力で寛永十五年に青森町へ移り、寺屋敷を拝領したことに始まるという。この記述の裏を取ることは現状としてほぼ不可能であるが、本間太兵衛については当時家老職であったか否かは措くとして、「津軽一統志」巻第九慶安元年（一六四八）条に、

一、同年御当領絵図并当御城の図・御知行高帳板倉筑後守殿へ差上らる（横手前太兵衛副棟梁保三石衛門）の処、御同書差図是あり、絵師狩野内膳此方江戶御屋敷大書院におゐて是を図す、

という記述があり、「永養山蓮心寺寺誌」における寛永末期の叙述に出てくることにさほど違和感はない。そして、蓮心寺は寛永十七年三月に「建立落成」し、その時の藩主を「御国守津軽越中守」と表記している。「津軽越中守」は寛永八年一月に亡くなった信枚を指すが、寛永十七年当時の藩主は信義（土佐守）である。なお、森山弥七郎も「助力」したというが具体的なところは不明である。敬念たちの青森移住の件ではなかったかと考えておきたい。この「永養山蓮心寺寺誌」なる記録は原本を確認できないので、果たして本当に藩主の名前を間違って記していたか否かは確認のしようがないのであるが、ここでは「誤記」であったとひとまず理解する。そして、この誤記が「単なる誤記」であるのか、何らかの意味があるものなのかという点について、後者の視点から今少し

探ってみることにしたい。

そこで、森山が関わったという神社の再建・遷宮に関する記録に注目すると、興味深い傾向を読み取ることができる。安政二年（一八五五）八月「社由細調書上帖」⁽²⁶⁾から、善知鳥宮、広田宮、諏訪宮の三社について関係か所を抜き出してみる。なお、史料表記として「森山内蔵之助」として現れる人物は、これまで述べてきた森山弥七郎と同一人物である。森山の名乗りについては後述する。

覚

吉田表御達

外ヶ浜鎮守

青森町

善知鳥相殿 一字

青森町居住 社司 柿崎左膳

右智鳥宮之儀ハ草創年月不詳、大同式年坂上田村磨再建、其後

寛永七年青森町奉行森山内蔵之助殿信牧公様御代願立之上、寛

永八年御祈願処ニ被仰付御新堂新ニ御建立被仰付、(以下略)

覚

吉田表御達

青森

広田宮 一字

青森町 社司 田川左太夫

右者初発建立年月不詳、中将藤原実方建立と申伝ニ御座候、右

者寛永年中信牧公様御代森山内蔵之助殿江願出、上々様御武運

長久五穀成就為繁栄之再建仕候、(以下略)

覚

吉田表御達

青森町

諏訪宮 一字 青森町住居 社司 柿崎伯耆

右者初発横内組造道村浪打と申所ニ鎮座罷在候処、寛永貳年森

山内蔵之助殿青森御取立之節、同八年諏訪宮唯今之地江引越被

仰付、為当所安全御廻船海上安全森山内蔵之助発頭ニ而青森中

ニ御建立、七月廿七日御魂祭と申候而市中神輿通行被仰付候、

(以下略)

なお、広田宮の「寛永年中」は、「中興初代」の社司田川東庫太夫が「信

牧公様御代寛永貳年青森御草創之砌森山内蔵之助殿江願之上御取立被

仰付社務仕罷在候」とあり、寛永二年もしくは翌年迎りのこととみてい

いだらう。

さらに、神明宮については

覚

吉田表御達

青森町

神明宮 一字 青森住居 柿崎上総

(中略)

一、信牧公様御代青森町奉行森山内蔵之助殿伺済之上、浦町元

伊勢と申所より唯今之境内江引越、寛永廿癸未年御再建ニ相

成、尤其節町奉行森山内蔵之助並当処町年寄村井新助本願主

ニ而青森中建立之宮社ニ相成申候、(以下略)

と記されている。ここでもさきの三社とおなじく、信枚の時期に浦町元伊勢から遷宮したとある。なお、「尤其節」が「引越」「再建」いずれを指すのか議論の余地はあるが、「青森中建立之宮社」になったのは浦町元伊勢から「引越」たことで実現したのだから、ここでは前者で解釈したい。

これら森山が関わった四つの事例は、寛永八年以前もしくは信枚期の事柄として記録されているという共通性がある。しかも、この時期は森山が青森の町立てに関わった時期にもほぼ重なっている。そして、寛永八年は信枚の没年である。これらの事例に注目すると、さきの「永養山蓮心寺寺誌」の誤記は、「単なる誤記」とは思えないのである。

もちろん、青森の町立てが完了するのは第四代藩主信政期の寛文後期、すなわち「国日記」寛文十二年六月八日条「一、青森町ニて百姓引跡新町ニて六度市立候事、」とされる時期のことである。六度(斎)市の設置は、さきの寛永三年四月六日付の定書の三か条目に規定されていた町立てのプロセスのひとつであった。

しかし、ある時点から青森の町立てはそうした歴史的な事実とは別に、信枚期に実現したという認識が人々の間で形成・共有されるようになったのである。その意味において、「国日記」元禄十年四月二五日条に搭載の寛永十一年三月廿日付の黒印状の写において、発給者を信吉(義)ではなく「信牧公様」と記したのは、図らずもそうした意識の発露ではなかったか。とすれば、こうした認識は十七世紀の末までに形成されていたということになる。これは近世青森がその全貌を露わにしてから三〇年程度、人のあゆみでいえば「一世代」ほどの時間であった。

そしてそこに、町立てのスタート時点から信枚の命を受けて関わっていたとみられる森山弥七郎の姿が重ね合わされ、あたかも信枚と森山がひとつのユニットのようにして史料に立ち現れたのである。これを象徴するのが、「青森」の地名伝承として藩政時代にアーカイブされてきた

青森と名を御付被為遊候子細者、浜町蜷貝川外二高サ壺丈余之森有之、浜松おいかゝり冬中にも雪消抑、^(私考)いつも青き森に候得者、昔より青森と名付申候、依之御派之名を則青森と被仰付可然旨森山内蔵申上、依而青森と号、

という記録である。⁽²⁷⁾これは、地名「青森」の由緒となる「青い森」の比定地をめぐる議論では重要であるがそこは別稿に譲り、⁽²⁸⁾ここでは青森という地名は信枚と森山との間で決められたという点に注目したい。また、さきに森山家の家伝文書に関して述べた際に紹介した「奥富士物語」でも、青森の町立てをこのふたりが協議したと解されるような一節がある。このように、青森の町立てに絡むべきことは、信枚と森山との間で推進されたという認識が、当時の人々にあったのである。

したがって、近代にあつて森山が「青森開港の恩人」化されるのは、実証的な歴史的事実に加え、その増幅装置として藩政時代に芽生えたこうした認識が一役買っていたのである。

なお、「^(神社)社細細調書上帖」における善知鳥宮と神明宮の記述で、寛永七年頃の森山の肩書を「青森町奉行」と記している。これが歴史的事実として認め得るとすれば、森山は寛永六年までに町立ての任から離れた後は、町奉行として青森の行政運営に携わったということになるが、十分にこれを裏付ける史料を目下確認してはいない。

三 長寿にはワケがある

青森市の歴史叙述において、森山弥七郎は「青森開港の祖」と称されるものの、彼を語る史料は極めて乏しい。

そうした史料的な制約のなかで、『新青森市史』資料編2に掲載された「藤田襍集」は森山の出自をつぎのように記している。

一、青森派御取立ハ惣奉行森山藏之助被仰付、寛永三年より慶安の初ころまで相勤、この人は元来阿保氏なるよし、阿保中務の子と申候、天正二年大光寺せめるとき中務討死の節ハ藏之助僅に二才といふ、同十六年御小姓に召出され森山と相改候よし申伝二候、但藏之助はしめハ弥七郎と名のりしとミへたり、

これによると、森山は天正元年（一五七三）の生まれで、同十六年に御小姓として召し出されこの時に森山と改姓したという。また、名乗りについては、「はしめ」弥七郎と名乗り、後に（内）藏之助と改めたというが、この「はしめ」を「幼名」と解釈する向きもある。たとえば、旧版『青森県史』は、明治四二年（一九〇九）に発行の『青森市沿革史』を引用し、同書に記された「森山内藏之助、初弥七郎と称す」を「森山内藏之助信実は、幼名を弥七郎」と改編している。さらに、『青森県人名大辞典』²⁹も「幼名弥七郎」と記す。しかし、さきに紹介した寛永三年（一六二六）四月の「森山弥七郎宛津軽信枚黒印状写」から、弥七郎は幼名ではないことは明らかである。なお、青森の町立てとの関わりで、森山を「開港奉行」と記す叙述を多く目にするが、ここでは「惣奉行」

と記す。そもそも、町立てに関する当時の記録には「開港」なり「開港奉行」なる文言はみえないのである。

つぎに、森山の没年は「国日記」寛文六年（一六六六）二月十一日条「一、森山内藏之助病死之由断有、」から判明する。青森市油川の浄満寺に「森山弥七郎供養碑」があり、そこに刻まれた「寛文六年丙午二月十一日」は彼の亡くなった日付とみられる。数えて九四歳、大往生である。ただ、「奥富士物語」によれば、八七歳となる万治二年（一六五九）に青森御藏奉行に就き、二年後の寛文元年（一六六一）には「中師派御取立被仰付」という。八〇歳代後半で奉行職等に就いていたということについては疑問を抱かざるを得ない。ちなみに、寛文元年六月から記載が始まる「国日記」から、寛文初年の森山のポストについて確認しておくと、初見は寛文元年八月二〇日条で、

同廿日、

一、森山内藏之助、奈良岡市左衛門二上下二具宛被下、青森町頭二上下一具宛被下、佐藤理左衛門二別而銀子三枚被下、と奈良岡市左衛門、青森町頭とともに金品を賜っている。さらに同三年十月二九日条には

一、青森奈良岡市左衛門・森山内藏助代白取平兵衛・竹内又兵衛被仰付候、平兵衛二百表之加増、又兵衛二百表御合力米被仰付候、とあることから、少なくとも寛文元年八月から同三年十月まで森山は奈良岡と相役で青森に詰めていたとみられる。

これまでみてきたように、森山の足跡は青森の町立てと関わって、寛永三年（一六二六）の前後数年はたどることができる。そこから寛文元

年まで、三〇年以上の空白期間がある。もともと編纂物史料においては、「奥富士物語」に寛永十二年以降の森山の経歴を記しており、これによると森山は寛永十七年頃から外浜との関わりを持つようになり、つぎのような事件に巻き込まれている。

内蔵之助ニ弍百石御加増、都合合四百石ニ而外浜中御派惣司被仰付相勤、然処青森安方町ニ越前之嘉兵衛と申者中師御留山入候儀御兪議ニ相成候処、御吟味中ニ嘉兵衛病死す、即内蔵之助支配に仍て無調法ニ相成、慶安二年知行被召上浪人仕候、同四卯年四人扶持ニて被召出、

ここに出てくる越前の嘉兵衛という人物は、初代の青森漁師頭となる人物として知られる。⁽³⁰⁾そして、「藤田襍集」によれば慶安元年(一六四八)八月に漁師頭は嘉兵衛から佐藤理左衛門・村井新助へ交代となっている。交代の理由はここでいう「中師御留山入候儀」吟味中の病死ということか。一方、森山は監督責任を問われ浪人となったとあるが、裏は取れない。⁽³¹⁾ただ、「藤田襍集」が森山は青森の町立てに「寛永三年より慶安の初ころまで相勤」とするのは、この事件までを一括りに捉えていることによるのだろうか。

さて、ここで改めて長寿であったとされる森山について検討することにしよう。手掛かりとなるのは、文化三年(一八〇六)津軽為信二〇〇年忌の際、彼に仕えた家臣の由緒書を集め編纂された「由緒書抜」⁽³²⁾に搭載された、森山九左衛門の由緒書である。九左衛門は弥七郎の次男の子孫である。なお、この由緒書はこれまで森山弥七郎を論じる際に使われてこなかったものと思われる。

御中小性格勘定小頭

森山九左衛門

右先祖阿保中務と申候而、右御代大光寺御合戦之節弍拾弍歳ニ而於右場所討死仕候、中務妻之義齋藤掃部助娘以御意被下置嫡子内蔵之助出生仕、弍歳之節掃部助方江御預養育仕、内蔵之助十七歳ニ相成申候者可申上旨被仰出候、右中務本国伊勢之由、其外之義不伝承候之由、

一、二代森山内蔵之助義、右御代御小性被召出被遊御意候者、其方若年ニ而本苗存間敷候、本苗者阿保ニ而候得共あほう杯と人唱可申候間、此度改而森山内蔵之助信真と被下置、兼春之御刀頂戴仕候、然共信之字恐多奉存、真と申字計通字ニ用來候由、

右中務義大光寺初度御合戦之節討死仕、内蔵之助義瑞祥院様上方表ニ而御終焉之節蒙嚴命候由津軽一統志ニ相見得申候、右本家森山八之進と申候処無調法ニ付寛政九年御暇被下置候、右九左衛門家之義者中務より三代弥七郎二男ニ而寛文九年御旗之者被召抱知行式拾石被下置御印頂戴仕候由、其子孫ニ御座候、

ここに記された由緒は、年代記載はないものの大光寺合戦で戦死した阿保中務の子内蔵之助が、大浦為信によって召し出され森山姓を名乗るようになることまでは、さきの「藤田襍集」とおなじである。通説的にはこの内蔵之助が「開港奉行」として青森の町立てに力を尽くした人物で、寛文六年二月に亡くなったとされる。ところが、この由緒書には内蔵之助の子、阿保中務から三代目「弥七郎」(以下、「三代弥七郎」と

略記」という人物が登場し、弥七郎の次男が寛文九年に召し抱えられるというのである。

この記述を踏まえ、つきのように考える。青森の町立てに関わり、寛永三年四月の津軽信枚黒印状の宛名に記された「森山弥七郎」は由緒書にいう「三代弥七郎」をいう。したがって、その親世代にあたる阿保中務の子内蔵之助は弥七郎とは別人である（図「森山家系図」参照）。

森山弥七郎（「三代弥七郎」）はその後、「国日記」で確認できる寛文元年八月までに父親の名乗りである内蔵之助を継ぐことになり、

同史料ではもっぱら内蔵之助と表記された。そして、「弥七郎」は彼の子（おそらくは長子）が名乗り、「国日記」寛文四年十月二六日条に「一、森山弥七郎・竹内長右衛門、此兩人中師へ御材木奉行可被仕由、是又申

図 森山家系図

渡ス、」として姿を現すのであった。このことはまた「三代弥七郎」の二男が寛文九年に召し抱えられたとする、由緒書の記述との連続性をみても不自然ではない。さきに紹介した油川の浄満寺の供養碑に刻まれた「元祖 森山弥七郎」の意味するところは、「初代の弥七郎」ということである。

ところが、本来別人であるふたりをひとりの人物とみなし、寛文期の名乗りが内蔵之助であるから「弥七郎」を強引に「はしめ」の名乗りとし、さらには「幼名」とする解釈まで生まれ、人名辞典などに採用され通説化してしまったのである。八〇歳代後半となる森山が（歴史的事実として認められるか否かはともかく）依然として奉行職等に就いていたようにみえるのは、こうした誤解によるものであった。実は、森山は「生年不明」の人物だったのである。

しかも、こうした誤解はすでに藩政時代の記録にもみえている。「津軽一統志」寛永二年条に「一、同年、青森端立三年にして成就、」とあり、続けて「森山内蔵介」これを「奉行」すると記される。そして、「森山内蔵介」には「実名不詳、阿保中務子」の注記が施された。弥七郎の晩年の名乗り内蔵之助を寛永二年まで遡及させてしまったことで、イコール「阿保中務子」となったのだろう。そしてこの解釈が、「封内事実秘苑」などその後の史料の叙述に定着することになったのである。

最後に、寛文四年から姿を現す二代目の森山弥七郎について付言しておく。さきに紹介した安政二年（一八五五）八月の「神皇正統記調書上帖」の油川村熊野宮末社庚申堂に「右者寛文九酉年油川村森山弥七郎と申者建立之所、」という記述があり、さらに十三森村熊野宮においても「寛文

十一亥年願主森山弥七郎心願之儀御座候而再建仕候、」とある。これらにみえる森山弥七郎が二代目の弥七郎である。彼は寛文九年までに油川村との何等かの関わりを持つようになっていたことをうかがわせる。父弥七郎(内蔵之助)と神社との関りから察すると、油川村の開発に関わっていたともみられようか。また、郷社熊野宮記録なるものによれば、寛文十一年時点で彼は油川湊目付であったとするが、二代目の弥七郎と油川村との関係性について確たるものは見出せない。

むずびにかえて

青森市内の小学校では、三、もしくは四年生が社会科で森山弥七郎について学習するようだ。『平成31年度 3・4年生の社会科下 わたしたちの青森』⁽³⁵⁾によると、郷土の発展に尽くすというテーマのなかで、森山が取り上げられている。そして、「調べる」という子どもたちの学習課題は、①森山弥七郎が、青森に港をつくろうとしたのはなぜでしょうか、②弥七郎は、どのようにして青森に住む人を集めたのでしょうか、③なぜ弥七郎の供養碑が油川にあるのでしょうか、の三つが掲げられている。

学習テーマに即していうと森山という人選は適当だと思う。しかし、大人向け・子ども向けに関わらず、森山弥七郎という人物について学んだり考えたりするツールがほとんどないなかでは、かなり難しい課題である。それはともかく、この三つの学習課題について、②は「国日記」に搭載された寛永三年四月六日付森山弥七郎宛津軽信枚黒印状写の内容

に誘導しているようだ。⁽³⁶⁾ また、③はどうかして森山と油川の接点を見出そうとしているが記録がないため、「何か言い伝えのようなものはなかな」とし、「郷土史研究家の話」に委ねる。そして、郷土史研究家は「言い伝え」として、「弥七郎は油川の港をつぶしてまで青森のまちづくりを急ごうとはしなかった」とか晩年は「油川の開こんに努力した」と森山の油川にまつわるエピソードを紹介している。こうした「言い伝え」は歴史史料からはまったく確認できず、かつ仮にそうだったとしても、これが森山の供養碑が油川に存在する理由にはならない。牽強附会の説のように思うが、逆に教育現場でいかにして捌いているのか気になるところではある。

小稿の問題意識としては、実在する人物なのかは分からないが、この郷土史研究家が、青森の町立てなり油川の開墾が森山の意志・意向によつて推進されたかのように発言したことに注目したい。もちろん、十七世紀の初めに進展した外浜開発の主体となったのは、森山弥七郎たちであったという。⁽³⁸⁾ しかし、青森の町立てといった個々の政策決定は藩庁であることを見誤つてはならないのではないか。そこで①に目をやると、「森山弥七郎が、青森に港をつくろうとした」とまさに政策決定に森山が深く関与し、しかも主導権を持っていたかのように記されているのである。

森山が後世「恩人」化されたポイントは、まさにこの点にあるのだろう。いわゆる弘前藩政史上の位置付けとして、青森の町立ては築城と城下弘前の建設と並んで二代藩主信枚の業績のひとつとして語られる。しかしその一方で、森山弥七郎が信枚と並列的に位置付けられ、副読本の

叙述のように「森山弥七郎が、青森に港をつくろうとした」と語られることになる。

これは十七世紀末には形成されていた可能性がある、津軽信枚と森山とがともに手を携えながら青森の町立てを推進してきたという認識を背景とし、それが増幅して生成された副産物なのである。その意味においては、実証的な評価とは相容れない面が多くなる。そして、子どもたちがこうした内容の副読本でもって学習し続けるかぎり、「『恩人』森山弥七郎」像は青森市民に再生産され続けることになる。

森山弥七郎が「ふるさと青森の恩人」として市民に慕われる歴史上の人物であることに異を唱えるつもりはない。しかし、だからこそ信頼できざる歴史史料によって、可能な限り客観的な評価をすることが「恩返し」になるのではないだろうか。

【附記】 小稿脱稿後、令和三年度から青森市内の小学校三年生と四年生が使用することになる新しい副読本を手に入れた。森山弥七郎と青森の町立ては「きょう土の伝統・文化と先人たち」というテーマのもと四年生が学習することになる。そして、ポリューム的にはこれまでの五分の一となる二ページに圧縮され、森山に関する記述は一〇行ほどになった。編集上の都合なのだろうが、三本木原開拓で主導的な役割を果たした盛岡藩士新渡戸伝についてはまったく変更がなかったのと比べると、「きょう土の」先人たちの叙述は著しくバランスが崩れてしまった。

内容は概ね既存の史料と『新青森市史』などの新しい研究成果を踏まえた抑制的なものとなっており、森山の人物像に関わる記述は姿を消し

た。そのため、以前から掲げている「きょう土のはってんにつくした人々は地いきの人々の願いに対して、どのようなことをしたのでしようか」という学習の「めあて」に森山そして青森の町立てに関する叙述は対応できなくなってしまう。この点において、学習素材としての「森山弥七郎」は早晩見直されることにならざるを得ないだろう。ただその際、少なくとも「『恩人』森山弥七郎」には回帰すべきではない。

註

- (1) 『青森市史』人物編、青森市、一九五五年。
- (2) 昭和十四年五月七日付『東奥日報』朝刊。
- (3) (1) におなじ。
- (4) 青森市民図書館歴史資料室蔵「青森ねぶた祭プログラム」。
- (5) 宮田登・小松和彦監修『増補版青森ねぶた誌』二〇一六年、青森市。
- (6) (5) におなじ。
- (7) (1) におなじ。
- (8) 弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫。
- (9) 青森市史編纂係、一九〇九年。
なお、同書は一九七三年に歴史図書社から復刻され、資料集『新編青森県叢書』のなかに収録されている。
- (10) 青森県、一九二六年。
- (11) 油川町誌刊行会、一九二八年。
なお、同書は一九八九年に油川町・青森市合併五十周年記念事業協賛会町誌復興委員会により復刻版が刊行されている。
- (12) 『青森市史』第二巻港湾編(上)(青森市、一九五六年)、『目で見る青森の歴史』(青森市、一九六九年)、『青森市の歴史―永劫の時に思いを

はせて』(青森市、一九八九年)など。

(13) 前掲『青森市史』人物編、木村慎一『油川町の歴史』(私家版、一九九三年)など。

(14) 西田源蔵も「此の説は史実を無視した者で採るに足らぬ」と断るが、どのような「史実を無視した」という点については記していない。

(15) 西田源蔵は『油川町誌』で森山が長寿であることを「有り得る事」とし、「養老の恩典として与へた官職が今の蟹田村の派奉行とは酷である」と述べている。

(16) この文書の位置付けに関して新しい見解が『新青森市史』資料編2古代・中世(青森市、二〇〇五年)により示された。すなわち、元和九年(一六三三)に町立てが開始され、そして寛永二年にそれが「成就」したとするものである。つまり、幕府からの廻船許可は、寛永二年の町立て成就の「結果」という理解になり、町立ての「契機」とする通説的な理解とは一線を画す。元和九年の町立て開始は「津軽一統志」巻第八の記述を典拠としている。そして、その記述の最後には「彼家ノ書ニ委シ」とあり、「津軽一統志」の記述は森山家の家伝文書を参考に行っている可能性がある。森山家の家伝文書は現在確認できないが、やはり家伝文書に拠った記述がある「奥富士物語」と比較した時、内容に食い違いがみられる。興味深い見解ではあるが、小稿では『新青森市史』通史編第二巻近世(青森市、二〇一二年)などに記された通説的な理解にしたがった。

(17) 工藤大輔「青森町の町立て―弘前城内の屋敷配置に倣う」(長谷川成一監修『弘前城築城四百年―城・町・人の歴史万華鏡』清文堂、二〇〇一年)、および『新青森市史』通史編第二巻近世第一章第一節(青森市、二〇一二年、長谷川成一執筆分担)。

(18) 弘前市立弘前図書館蔵岩見文庫。

(19) このほかにも、東京大学史料編纂所が所蔵する「藤田襟集」などにも

同一内容の文書が収録されている。

(20) 弘前市立図書館蔵津軽家文書。

(21) 「国日記」元禄十年四月十七日条。

(22) 三代藩主は初め「信吉」を名乗ったが、寛永十五年頃から「信義」に替えたというので(『青森県史』通史編2近世、青森県、二〇一八年)、小稿の表記はそれに従った。

(23) 浪川健治「前期農政の基調と展開」(長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』国書刊行会、一九八四年)。

(24) 『青森市史』第十巻社寺編(青森市、一九七二年)。

(25) 弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫。

(26) (24)におなじ。

(27) 弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫「青森旧記之写・堂社建立記」。

(28) 工藤大輔「あなたは地域の歴史に興味がありますか―歴史的事実と伝承の間に―」(平成29年度青森学術文化振興財団懸賞論文集)公益財団法人青森学術文化振興財団、二〇一七年)。

(29) 東奥日報社、一九六九年。

(30) 『新青森市史』通史編第二巻近世(青森市、二〇一二年)。

(31) 『油川町誌』において西田源蔵は「藩内随一の人傑として勢力あり人望あつた」森山がこの事件に連座したことは「合点の行かぬ所」とし、処分理由を時の藩主信義に反対する勢力の「陰謀」による失脚だったと説く。信義が藩主在職期における森山に関する信頼できる史料が目下確認できないため、西田説に対する評価は小稿では保留する。

(32) 真鳥芳恵「『由緒書抜』はなぜ作られたのか―弘前藩の修史事業と関連して―」(『青森県史研究』第六号、二〇〇二年)。

真鳥氏の分析によれば、『由緒書抜』は内容の信憑性が高く「青森県の中世の状況について考えていく際に史料として使うことが可能である

という結論に達した」という。小稿では基本的に真島氏の評価にしたがう。

(33) 国文学研究資料館蔵津軽家文書。

(34) (11) におなじ。

(35) 青森市小学校3・4年社会科副読本編集委員会、二〇一九年第五版(初版は二〇一五年)。

(36) また、ここでは藩政時代の町割りにも子どもの関心を振り向ける記述とともに、「寛永三年之図と見候」と書き込まれた絵図(トレース図)を掲載している。しかし、この絵図の年代は、書き込まれた寺院の創建年代から寛永三年ではなく、承応元年(一六五二)以降でなくてはならない。さらに、「高町」という町名が堤川の西側に記されている。これは、「馬町」の読み間違いであると察せられる。掲載図版の吟味が必要ではないだろうか。

(37) これより以前の記述では、森山弥七郎を「弘前藩では、多くの人が青森に港を開くことに反対したのですが、その中で青森に港を開くことを強く主張した人なのですよ。」と説明している。そして、青森県立郷土館の学芸員がこれを補うような説明をしていて、ここでは森山が油川湊を否定するような森山の「発言」を紹介している。

「はじめに」で紹介したように、このエピソードはそもそも史料的な根拠はない「言い伝え」のようなものであり、それでなくても郷土史研究家の話とも矛盾するニュアンスを含んでいる。

(38) 長谷川成一『弘前藩』(吉川弘文館、二〇〇四年)。

(くどう・だいすけ 青森市民図書館歴史資料室室長)